

お体を大事にされてください

～福利厚生制度のご案内～

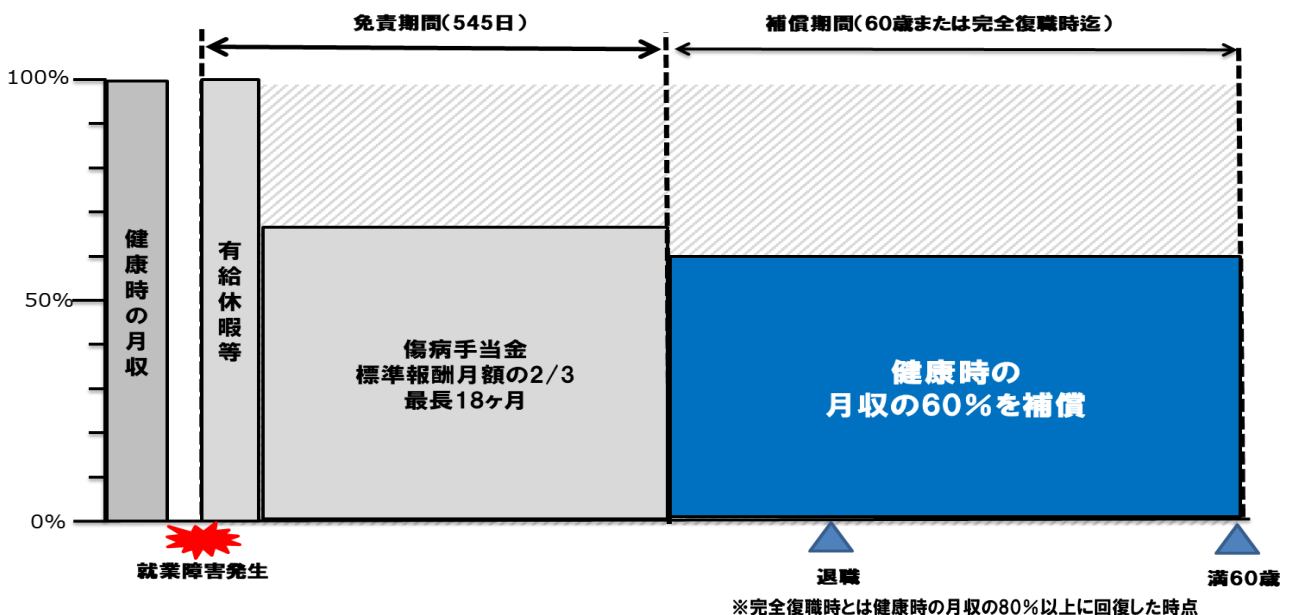
ケガや病気で働けなくなった際の収入減少を補償する制度を準備しています！

従業員様向けのオリジナルの福利厚生制度です(会社負担)

福利厚生制度(GLTD)の概要

- 1 **最長60歳**までのロング補償です。
- 2 **業務中・業務外を問わず**24時間補償されます。
- 3 入院はもちろん、自宅療養でも補償されます。
- 4 就業障害発生後、**退職となった場合でも**お支払いは継続します。
- 5 **復職後も**引き続き身体傷害が残り就業に支障があり、就業障害直前と比べて収入が20%超減少していた場合は、補償が可能です。
- 6 **精神疾患**も補償されます。(最長2年間)
- 7 **保険金は全額非課税**でお受け取りいただけます。

所得補償の期間と割合



制度の詳細・活用法は裏面をご覧ください。

本制度の補償対象者

対象施設に勤務されていた方

現在、ケガや病気などが原因で、長期のお休みを取られていない方

毎月給与の支払いを受けている方(パート・アルバイトを除きます)

2020年4月1日時点で、満59歳未満の方

ケガ・病気の原因は、以下の場合でも補償対象となります！

天災によるケガ・病気の場合

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって被った身体障害による就業障害の場合も、補償の対象となります。
上記に伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故によって被った身体障害についても、補償の対象となります。

所定の精神障害の場合

所定の精神障害※を原因として発生した就業障害について、免責期間終了日の翌日から起算して24か月を限度として補償します。

※以下が挙げられます。
統合失調症、気分障害、神経症性障害、生理的障害(一部)、特定的人格障害、発達障害(一部)

妊娠に伴う障害の場合 HIVに伴う障害の場合

妊娠、出産、早産または流産によって被った障害により就業障害となった場合も対象となります。

また、業務上の事故によりHIVに感染したことによる就業障害についても、補償の対象となります。

請求手続きについて

就業障害の発生

ケガ・病気などによる就業障害が発生した場合、下記連絡先にご連絡ください。
休職の手続き後、有給休暇、健康保険による公的給付が開始となります。



免責期間の経過後

545日の免責期間経過後も、働くことが出来ない場合、本制度による補償を開始します。

本制度は保険会社と連携しており、保険会社よりご本人へご連絡します。



給与補償の開始

補償開始に必要な書類を保険会社に提出していただきます。
手続き完了後、給与補償が開始となります。



働けなくなってしまった...そんな場合は本制度をご活用ください！